

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- 長崎県総務部関係補助金等交付要綱の一部改正
 - ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定
 - ・保安林の指定の予定
 - ・道路の区域変更
 - ・道路の供用開始（4件）

所管課（室）名

総 務 文 書 課
地 域 環 境 課
林 政 課
道 路 維 持 課
〃

◎ 公 告

- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（6件）
- ・土地改良区の定款変更の認可
- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧

漁 業 振 興 課
農 村 整 備 課
砂 防 課

◎ 雑 報

- ・一般競争入札の実施について

長崎県公立大学法人

告 示

長崎県告示第760号

長崎県総務部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第291号）の一部を次のように改正し、令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表（第2条関係） 財政課関係 略 管財課関係						別表（第2条関係） 財政課関係 略					
	補助金 の名称	交付の 目 的	補助事業の内容、 対象経費等	補助率 又は額	補 助 対象者						
1	県有施設等休業措置に係る事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休館又は休校となった県有施設	休館又は休校した期間に応じた使用料又は貸付料相当額	別に定める基準により算定する額	県から行政財産目的外使用許可を受け、又は県との間						

		設及び県立学校に自動販売機、売店等を設置している事業者に対し、使用料又は貸付料による負担を軽減するための支援を行う。		で行政財産若しくは普通財産の貸付契約を締結している事業者で、休館又は休校した県有施設等に自動販売機、売店等を設置している事業者	
--	--	--	--	---	--

長崎県告示第761号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 形質変更時要届出区域
長崎県諫早市津久葉町1883番地43の一部
- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

長崎県告示第762号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をしようとする旨の通知を受けた。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 保安林予定森林の所在場所
南島原市西有家町慈恩寺字西上木場1847の1、1852、1854、1970の3
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を県庁農林部林政課及び南島原市役所に備え置いて縦覧に供す

る。)

長崎県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 以善田平港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
平戸市田平町以善免字辻838番1地先から 平戸市田平町以善免字牟田557番6地先まで	前	15.5～24.5	47.0	
	後	15.5～22.9	47.0	

長崎県告示第764号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 俵ヶ浦日野線	佐世保市庵浦町610番2地先から 佐世保市庵浦町606番1地先まで	令和2年12月8日

長崎県告示第765号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 俵ヶ浦日野線	佐世保市庵浦町600番3地先から 佐世保市庵浦町497番1地先まで	令和2年12月8日

長崎県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 389号	南島原市北有馬町乙字中釘山3150番2地先から 南島原市北有馬町乙字中釘山3148番5地先まで	令和2年12月8日

長崎県告示第767号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 以善田平港線	官公有無番地先(平戸市田平町以善免字ナカエン原877番1)から 平戸市田平町以善免字牟田562番2地先まで	令和2年12月8日

公 告

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県平戸市生月町里免2959番地6
山市 博一
長崎県平戸市生月町壱部浦263番地
濱本 幸司
- (2) 加入区
生月加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
生月漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県平戸市生月町壱部浦168番地2
生月漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県佐世保市俵ヶ浦町1655番地

佐野 浩美

長崎県佐世保市野崎町3083番地 2

中里 民治

(2) 加入区

佐世保市加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

佐世保市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市万津町91番地

佐世保市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県松浦市今福町飛島免192番地 2

庄司 太市

長崎県松浦市今福町浦免861番地

川原 盛人

(2) 加入区

松浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

新松浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地

新松浦漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市生月町館浦16番地

久保 喜保

長崎県平戸市生月町山田免1444番地2

坂本 浩一

(2) 加入区

館浦加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

館浦漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市生月町館浦107番地の2

館浦漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市田平町下寺免878番地

赤木 哲也

長崎県平戸市田平町下寺免1558番地3

山内 力

(2) 加入区

田平町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

九十九島漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県佐世保市小佐々町楠泊1837番地

九十九島漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市峰町志多賀1番地22

岡野 孝司

長崎県対馬市峰町志多賀1番地21

岡野 計政

(2) 加入区

峰町志多賀加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
峰町東部漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県対馬市峰町佐賀33番地14
峰町東部漁業協同組合

土地改良区の定款変更の認可（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和元年6月27日総代会議決）について、次の事項を除いて認可した。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名	勝本土土地改良区
認可年月日	令和2年11月30日
認可しなかった事項	変更前の定款第29条第1項中「その滞納の日数に応じて滞納額につき年14.6%の割合で計算した額の延滞金」との規定を、変更後の定款第33条第1項中「その滞納の日数に応じて金100円につき1日金〇銭の延滞金」に変更すること。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和2年12月8日

長崎県知事 中村 法道

- 1 縦覧期間 令和2年12月8日から令和2年12月21日まで（土日祝日を除く勤務時間内）
- 2 縦覧場所 長崎振興局砂防課、長崎市中央総合事務所地域整備2課
- 3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類
- (1) 長崎市城栄町
急傾斜地の崩壊
- (2) 長崎市小菅町
急傾斜地の崩壊
- 4 意見書の提出
- (1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。
- なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。
- (2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。
- (3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき長崎市長に意見聴取を求める際に添付する。
- (4) 提出先
〒852-8134 長崎市大橋町11-1
長崎振興局建設部砂防課

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学ノートパソコン（110台）調達について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和2年12月8日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

長崎県立大学ノートパソコン（110台）調達

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月1日

(4) 納入場所

長崎県佐世保市川下町123 長崎県立大学佐世保校 情報システム室

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学シーボルト校 情報システム室

(5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から7の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

(1) 入札参加を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和2年12月25日までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

（電話）0956-47-2191

(2) 本法人において参加資格を確認のうえ、結果を通知する。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123

（名称）長崎県公立大学法人 企画広報課

（電話）0956-47-5856 （FAX）0956-47-8047

5 入札説明書の交付

（期間）この公告の日から令和2年12月16日まで（大学の休日を除く。）の9時00分から17時00分の間。

（場所）4の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、4の部局で必ず入札説明書を受領すること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札の日時及び場所

(日時) 令和3年1月6日 13時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

開札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

9 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。

(8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。

(10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

11 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。

(4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発
行
者

長
崎
市
尾
上
町
三
番
一
号

電
話
代
表
(
八
二
四
)
直
通
(
八
九
五
)
二
一
一
一
四
一

印
刷
人
所

長
崎
市
樺
島
町
八
番
十
二
号

株
式
会
社
ク
イ
ツ
ク
プ
リ
ン
ト
寺
田
宏
弥